

議案第49号

さいたま市心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

さいたま市心身障害者福祉手当支給条例（平成13年さいたま市条例第167号）
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(受給資格等)</p> <p>第3条 手当を受給できる者は、次の各号のいずれにも該当する心身障害者とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 心身障害者になった年齢が65歳未満の者</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(支給制限等)</p> <p>第7条 手当は、<u>受給者が前年の所得（新たに受給者となった者であつて、1月分から7月分までの手当のいずれかを受給することができるものにあつては、前々年の所得）に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されたときは、当該市町村民税が課された年度の初日が属する年の8月分から翌年7月分までの期間について支給しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(受給資格等)</p> <p>第3条 手当を受給できる者は、次の各号のいずれにも該当する心身障害者とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(支給制限等)</p> <p>第7条 手当は、<u>受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間について支給しない。</u></p> <p>(1) <u>前年の所得（新たに受給者となった者であつて、1月分から7月分までの手当のいずれかを受給することができるものにあつては、前々年の所得）に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されたとき 当該市町村民税が課された年度の初日が属する年の8月分から翌年7月分まで</u></p> <p>(2) <u>第2条第1項各号のいずれかに該当すること</u></p>

<p>2・3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>(手当の特例)</p> <p>5 <u>さいたま市重度要介護高齢者手当支給条例を廃止する条例（平成28年さいたま市条例第 号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前のさいたま市重度要介護高齢者手当支給条例の規定による手当を受給している者（平成28年3月31日において現に重度要介護高齢者手当及び手当を受給している者を除く。）については、第6条の規定により当該認定に係る支給を開始する月から重度要介護高齢者手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までの期間は、手当を支給しない。</u></p>	<p><u>となった日（その日が2以上あるときは、最も早い日）において65歳以上である受給者がさいたま市重度要介護高齢者手当支給条例（平成13年さいたま市条例第157号）第4条第2項の規定による支給の決定（次号において「重度要介護高齢者手当支給決定」という。）を受けたとき 同条第1項の規定による重度要介護高齢者手当の支給の申請をした日の属する月（同条例第6条の規定の適用がある場合にあつては、同条に規定する支給の始期）からその支給すべき事由が消滅した日の属する月まで</u></p> <p>(3) <u>重度要介護高齢者手当支給決定を受けた者が第2条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合において、その該当することとなった日（その日が2以上あるときは、最も早い日）以後に手当の受給資格の認定を受けたとき前条の規定により当該認定に係る支給を開始する月から重度要介護高齢者手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市心身障害者福祉手当支給条例第4条第1項に規定する受給者であつて、この条例による改正後のさいたま市心身障害者福祉手当支給条例第3条第1項第4号の規定により受給資格を失うこととなるものについては、同号の規定は適用しない。